

奈良県告示第五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和七年五月七日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
しみず皮フ科	大和高田市神楽二丁目一番二三―三号	令和七年三月一日
よしむら・ファミリー歯科	香芝市真美ヶ丘二丁目五番一―号	令和七年三月一日
よしむらファミリー歯科イオン・ビッグ香芝院	香芝市畑二丁目一五二八番地	令和七年三月一日
やまじ歯科医院	香芝市逢坂一―四七七	令和七年三月一日
コトブキ薬局八木店	橿原市木原町三一―三五	令和七年三月一日
コトブキ薬局橿原店	橿原市石川町八二―	令和七年三月一日
がる薬局五條市今井店	五條市今井一―一―一六〇	令和七年三月一日

（次頁へ続く。）

コトブキ薬局王寺店	阪神調剤薬局上牧店
北葛城郡王寺町王寺二一〇一 六	北葛城郡上牧町服部台五一二二
令和七年三月一日	令和七年三月一日